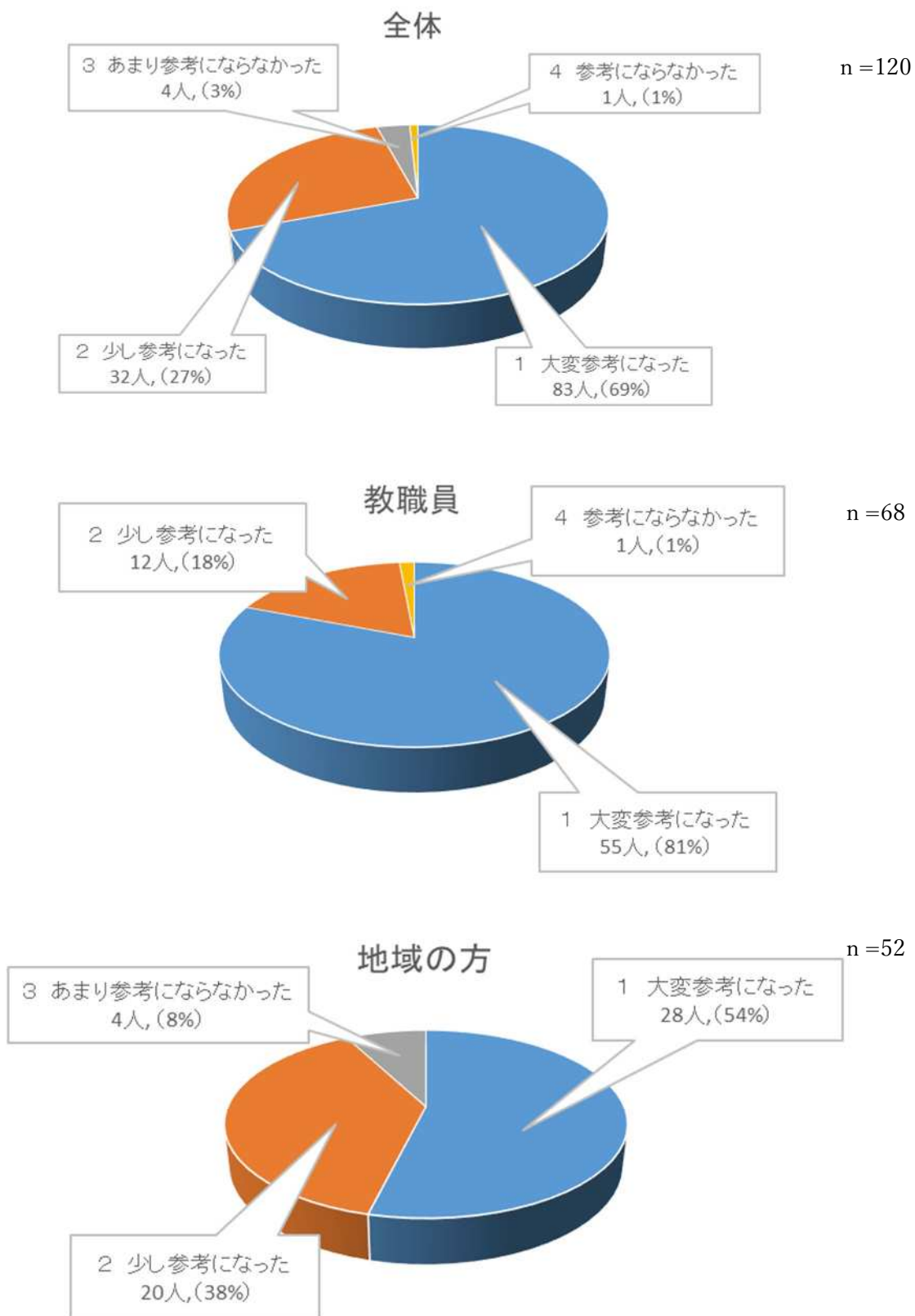


令和6年度コミュニティ・スクール研修会 アンケート結果

【質問】

研修会の内容は、コミュニティ・スクールについて理解する上で参考になりましたか。



(豊橋市の取り組みに対する質問)

○コーディネーターについて

Q 1 コーディネーターの選出はどのように行っていますか。

A 1 現状では、CS導入校がそれぞれ異なった方法でコーディネーターを選出しております。校長が直接依頼した学校、学校運営協議会の協議により決定した学校などがあります。

Q 2 コーディネーターは常勤ですか？

A 2 ボランティアとして活動していただいておりますので常勤ではありません。

○地域学校協働本部について

Q 3 地域学校協働本部は設置されるのですか？

A 3 各校区によって状況が異なるため、現時点では地域学校協働本部の設置を必須とはしていません。なお、地域学校協働本部は新たに団体を立ち上げる必要はなく、既存の組織に協働本部の役割を持たせることも可能です。

○学校運営協議会について

Q 4 十数年前に行われていた取り組みと、何が違うのか名前が変わっただけなのか。

A 4 学校運営協議会は、これまでの取り組みと異なり、学校と保護者と地域の方がそれぞれ対等な立場で学校運営について意見を述べ、また議論をしながら学校運営に参画することが法的に認められている点でまったく新しい制度です。

Q 5 お願い出来る人が少ない場合はどうするか。予算が出ないと不可能。

A 5 本市の規則では、学校運営協議会委員の人数は15名以内とされています。したがって、委員の候補者が少ない場合は選出できる人数で協議会を設置します。また、学校運営協議会委員には本市の条例に基づき報酬が支払われます(年額5,000円)。

Q 6 コミュニティ・スクールの運営に対し、年に1度、アンケートを実施しているとあったが、それは運営に関わっている人が対象なのか、学校、地域の方全体へ行っているのか？

A 6 アンケートは、コミュニティ・スクール導入校の「学校運営協議会委員」、「学校教職員」、「児童」、「児童保護者」を対象として行いました。「地域の方」については、協働活動に参加された方を対象とするか、地域の方全体を対象とするか現在検討中です。

○その他

Q 7 学校の窓口として教頭ではなく地域連携担当教職員を配置することは教頭の負担軽減のうえでは必須だと思いますが、これから任命されていきますか？

A 7 豊橋市立小・中学校管理規則では、現在、教育委員会が任命する主任・主事に地域連携担当は含まれておりません。しかし、校務分掌に地域連携を位置づけ、「その他の主任等」として学校長が地域連携担当教職員を任命することは可能です。